

事業主の皆さまへ



労働災害が増加しています！


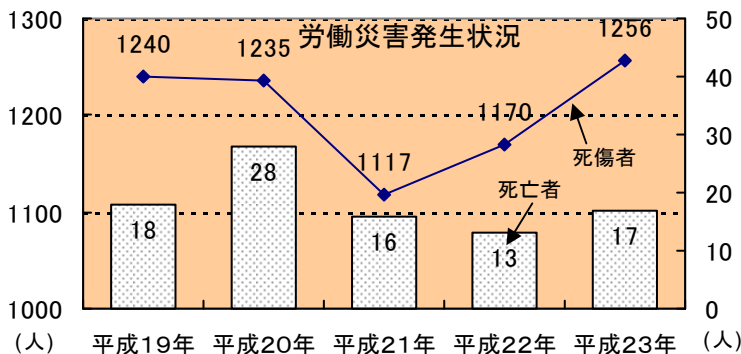
労働者死傷病報告（休業4日以上）を集計すると、労働者の

5人に1人が雇入れから 12か月以内に被災しています

労働災害防止対策の徹底を！

青森県内では労働災害が、平成22年、平成23年と連続して増加し、平成24年に入っても増加傾向にあります。

2年連続の増加は、昭和52年、昭和53年以来のことであり、各事業場におかれましては、雇入れ時の安全教育の実施等労働災害防止対策の一層の徹底をお願いします。



| | H23年10月末 | H24年10月末 |
|------|----------|----------|
| 死亡者数 | 12人 | 13人 |
| 死傷者数 | 924人 | 1012人 |

※死傷者数は前年同期比 9.5%増加

資料出所：労働者死傷病報告

労働災害防止対策（事業場における実施事項）

- 雇入れ時の安全教育を確実に行いましょう。
- 次の事項を実施し、危険要素を把握、対策を講じましょう。
 - 事業主、安全衛生責任者による職場巡視
 - 作業員からのヒヤリ・ハット事例の報告・集約
 - 安全衛生委員会、安全衛生打合せ会議の開催
- 機械へのカバーの設置やそうじ等の際に機械の停止を確認し、挟まれ・巻き込まれ災害防止を図りましょう。
- 整理整頓を実施し、通路でのつまずき、滑り等による転倒災害防止対策の徹底を図りましょう。
- 手すりの設置、安全带、保護帽の使用等により、墜落・転落災害防止対策の徹底を図りましょう。

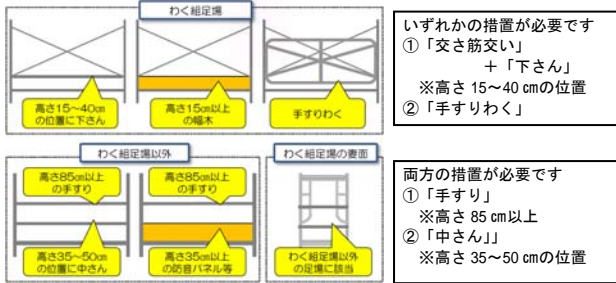
※主な業種別の対策については裏面をご参照ください。



建設業における労働災害防止対策

建設業においては、墜落・転落災害が最も多く発生し、特に足場、はしご等（はしご、脚立）からの墜落が多く発生しています。

○労働安全衛生規則に基づく足場を設置しましょう。



はしごが動かないように固定しましょう。

○安全带、保護帽を使用させましょう。

ドラグ・ショベル（バックホウ）など車両系建設機械との接触等は重篤な災害につながります。立入禁止措置又は誘導者の配置を確実に行いましょう（誘導者とは交通誘導者のことではありません！）

製造業における労働災害防止対策

製造業においては、はさまれ・巻き込まれ災害が最も多く発生しています。

はさまれ・巻き込まれ災害を防止するため、使用する機械に安全ガード（覆い、ふた、囲い）を取り付けましょう。また、清掃を行うとき、異物を取り除くときには必ず機械を停止させてから行いましょう。

機械に非常停止装置が付いているか確認しましょう。



○転倒災害を防止するため、床面、階段及び通路はつまずきや滑りの原因となる凸凹や水ぬれ等を取り除きましょう。

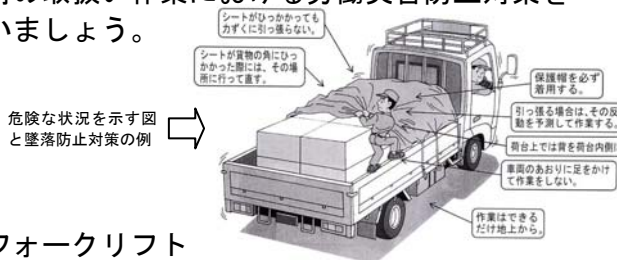
○労働者に対する教育の内容は、次のようなものがあります。

- ①機械の各部の構造及び機能
機械の取扱方法
- ③関連機器及び連動する機器の取扱方法
- ④作業規程
- ⑤作業開始前点検及び定期点検
- ⑥災害事例
- ⑦関係法令

陸上貨物運送業における労働災害防止対策

陸上貨物運送業においては、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害が多く発生しています。

荷の取扱い作業における労働災害防止対策を行いましょう。



フォークリフト作業における労働災害を防止しましょう。



- 作業を行う前の管理
- ・作業計画の作成及び周知
 - ・作業指揮者
 - ・資格の確認
 - ・点検、定期自主検査
- 作業を行う上での対策
- ・接触防止
 - ・用途外使用
 - ・作業者の服装

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく安全管理を行いましょう。

腰痛予防対策に係る教育を行いましょう。（陸上貨物運送業・第3次産業共通）

腰痛は物を持ち上げる動作を行うときに多く発生しています。

腰部に負担が掛からないよう動作姿勢には十分注意してください。

- ・荷に正しく向き、膝を軽く曲げ、腰を落とし、背筋を伸ばしてしっかり持つこと。
- ・床上 50 cm 以下又は胸より高い位置で取り扱わないこと。
- ・荷物の重量が 55 kg を超える荷は 2 人以上又は台車により取り扱うこと。



○4S活動（整理・整頓、清掃、清潔）を推進し、転倒災害防止対策を講じましょう。

○安全衛生管理体制（衛生管理者、衛生推進者、衛生委員会等）を構築しましょう。

